

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	5

令和6年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	イースタン企画株式会社 (法人番号: 4020001121707) 代表者 松尾浩道
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷4-7-22 (本社営業所) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷4-7-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月4日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社KEY JAPAN (法人番号: 9010001149777) 代表者 峰 大輝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区南葛西4-6-26-202 (東京営業所) 東京都江戸川区南葛西4-6-26-202
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月28日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2) 無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社雅観光（法人番号：5050001003323） 代表者 與澤雅
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県水戸市酒門町4548-2 （本社営業所） 茨城県水戸市酒門町4548-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月29日及び令和5年9月7日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和6年7月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 一宇 (法人番号2010601050754)
	代表者名 加倉井 義久
(3) 当該行政処分等に係る 営業所の名称及び位置	本社営業所
	東京都台東区浅草6-44-8
(4) 行政処分等の内容	事業の停止処分30日間及び 輸送施設の使用停止処分180日車
(5) 主な違反事項	道路運送車両法第50条第1項
(6) 違反行為の概要	<p>新規許可を受けたことを端緒として、令和4年10月25日、同年11月4日、同年11月28日監査を実施。10件の違反が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康状態の把握義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項) (2) 点呼の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項) (3) 乗務記録の記録事項の不備 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項) (4) 新任運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項) (5) 運転者に対する指導監督等義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) (6) 初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) (7) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) (8) 定期点検整備の未実施 (道路運送車両法第48条) (9) 整備管理者の選任義務違反 (道路運送車両法第50条第1項) (10) 運行管理者の講習受講義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 48点
	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 48点

注 違反点数については、過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)